「キッチンカー・移動販売車」での商品販売を検討される中小企業者の皆様へ!

# キッチンカー購入等応援補助金

【令和4年度 敦賀チャレンジ企業応援補助金(敦賀市中小企業活性化支援事業)】

▶「キッチンカー・移動販売車」を活用した商品販売を行うために必要な設備投資等(専用車両の購入・改造費等)に、100万円を上限(補助率1/2)に補助金が出ます。

※敦賀商工会議所が、敦賀市の委託を受けて実施する、 敦賀独自の事業者向け補助金制度です。









≪補助対象となる事業について≫

(以下を実施する必要があります)

・キッチンカー、移動販売車両の購入・改造等、車両関連の設備投資を行う。

#### (対象となる取り組みの例)

- ①キッチンカー・移動販売車の新たな導入や、既存車両の改造費
  - ・新たに移動販売事業に参入するための車両等を購入 又は、改造。

### ②広告宣伝

- ・車両等を導入し、新たにサービスを開始したことをPRするための チラシ作成費や地域情報誌への広告掲載費。
- →詳細については、裏面をご参照下さい。
- ・計画の作成や策定した事業計画実施の際、敦賀商工会議所が助言・サポートを行います。
- ・本チラシの内容以外にも制約等がありますので、必ず、下記窓口までお早めにお問い合わ せの上、助言・サポートを受けながら申請してください。

#### <お問合わせ・申請書提出先>

敦賀商工会議所 中小企業相談所(〒914-0063 敦賀市神楽町2-1-4)

電 話:0770-22-2611 [8:30~17:00](土日・祝日除く)

URL: http://www.tsuruga.or.jp/

敦賀商工会議所

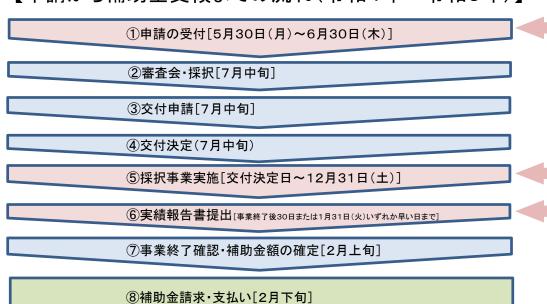




## 【キッチンカー購入等応援補助金 概要】

補助限度額	100万円
補助率	2分の1
補助対象経費	<ul> <li>◆キッチンカー等専用車両(※)の購入、改造費(専ら事業の用に供する)</li> <li>(※)キッチンカー等専用車両:</li> <li>①食品の調理を目的とした設備を備え、販売する車両又は車両に商品を積載、</li></ul>
募集期間	令和4年5月30日(月)~令和4年6月30日(木)
補助対象期間	交付決定日~令和4年12月31日(土)まで
対象者	・敦賀市内に本社事務所を有する、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者 製造業 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人卸売業 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人小売業 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人サービス業 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

## 【申請から補助金受領までの流れ(令和4年~令和5年)】



がサポートします。組み等にあたっては、敦賀商工会議所計画書や申請書の作成・実行時の取り